

令和4年度第1回鹿屋市子ども・子育て会議資料の説明

【鹿屋市子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされています。また、同会議においては、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について審議することとされています。今後、委員の皆様方に意見をいただきながら、事業の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表いたしてまいります。

《委員委嘱》

鹿屋市子ども・子育て会議条例第3条及び第4条の規定に基づき、25名の委員の皆様にご委嘱させていただきます。名簿を同封しておりますので、御確認ください。大変恐縮ではございますが、委嘱状につきましては、郵送をもって交付とさせていただきます。委員の皆様につきまして次回、改めてご紹介させていただきたいと存じます。また、会長及び副会長につきましては、次回、選出させていただきたいと存じます。

【報告】

●資料1～5ページ「令和3年度第4回子ども・子育て会議の報告」

第4回鹿屋市子ども・子育て会議の協議結果と意見等に対する回答を掲載しています。

なお、意見の中にありました、「教育・保育施設の定員等について」の関連で、昨年度、新聞等で報道されました、認定こども園に関する事項について、別紙のとおり、改めてご説明とご報告をさせていただきます。

●資料6～22ページ「令和3年度地域子ども・子育て支援事業の実績について」

(1) 子育て支援施策における本市の現状（6～10ページ）

①出生数の推移、②出生率の推移

本市における出生数は、平成27年度以降は減少傾向にありますが、令和2年度と令和元年度を比較すると、大きな差はないようでした。また、令和2年度の出生率は、令和元年度より僅かながら上昇しています。

③保育所・幼稚園等の施設数の推移

令和4年度の施設数を令和3年度と比較すると、保育所から認定こども園へ3施設が移行したこと、また、企業主導型が1施設増えたことによる増減がありました。

④0～5歳児の保育所等施設入所者及び家庭保育等の推移

平成30年度と令和4年度の入所者数を比較すると、

⑤令和4年度教育・保育施設の年齢別利用数について

施設に預けている児童の割合は、3歳～5歳は9割以上と非常に高くなっています。

⑥令和4年度教育・保育施設の定員と潜在的待機児童（空き待ち児童）状況

(7) 令和4年度教育・保育施設の量の見込み（利用者数）と確保方策（定員）

教育1号と保育3号については、定員が利用者数を上回っており対応できています。保育2号については、利用者数が定員を上回っている状況ですが、定員の弾力運用により対応しています。

(4) 保育（2・3号）における年齢ごとの潜在的待機児童

本市の潜在的待機児童の状況を記載しています。令和3年4月1日時点の潜在

的待機児童は 52 名でしたが、年度末の令和 4 年 3 月 31 日現在は 113 名に増加しています。年度途中で育児休業等から復職する際に、入所を希望する施設に定員等の関係により入所することができなかったことが考えられます。

(㊦)～(㊩) 令和 3 年 4 月 1 日時点の待機児童の状況

令和 3 年 4 月 1 日時点の待機児童について、6 月及び 3 月末の状況を調査したものです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績 (11～22 ページ)

「地域子ども・子育て支援事業」は、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されることを支援する事業であり、子育て支援施策における本市の現状と、支援 (11 事業) 内容及び平成 29 年度から令和 3 年度までの実績を記載しています。

【協議】

●資料 23～24 ページ「令和 5 年度教育・保育施設の認定こども園への移行について」

令和 5 年度に認定こども園に移行を希望している教育・保育施設について、希望内容等を記載しています。

移行の取扱い (案)

今回、認定こども園への移行の希望がありました、「第一鹿屋幼稚園」の取扱いにつきまして、判断基準に合致しているため、認定こども園への移行を了承することとしたい。

[判断の理由の詳細]

保育 (2・3 号) の定員 15 名	保育の定員は、10 名を上限として移行することができるが、教育 (1 号) の定員を 5 名以上減としているため、15 名とすることが可能である。
教育 (1 号) の定員 160 名	教育の定員は、現在の定員である 180 名を上限に移行することができるが、保育の定員を 15 名とすることにあたり、現在の定員から 5 名減としないといけない。 また、5 名以上の減とすることにあたり、過去 1 年間の平均入所児童数が現行の定員を下回っているため、現在の定員より 20 名減が可能である。

●資料 25～26 ページ「令和 5 年度認可外保育施設の認可保育所への移行について」

令和 5 年度に認可保育所への移行を希望している認可外保育施設について、希望内容等を記載しています。

移行の取扱い (案)

今回、認可保育所への移行の希望がありました、「くりのみ学園」の取扱いにつきまして、長年、本市において保育の受け皿として認可外保育施設を運営してきた実績があること、また、国において、認可外保育施設の認可化への移行支援を推進していること、さらに、保育 2 号の確保方策が計画に対して不足していることから、認可保育所への移行を承認することとしたい。

[判断の理由の詳細]

年度	認定区分	量の見込み（利用者）			確保方策（定員）		
		計画	実績	差	計画	実績	差
R02	1号	1,365	1,534	169	1,471	1,507	36
	2号	1,752	2,103	351	1,573	1,542	▲31
	3号	1,539	1,045	▲494	1,477	1,474	▲3
	計	4,656	4,682	26	4,521	4,523	2
R03	1号	1,324	1,294	▲30	1,481	1,515	34
	2号	1,699	2,214	515	1,584	1,517	▲67
	3号	1,525	1,023	▲502	1,476	1,482	6
	計	4,548	4,531	▲17	4,541	4,514	▲27
R04	1号	1,279	—	—	1,496	1,565	69
	2号	1,642	—	—	1,584	1,503	▲81
	3号	1,482	—	—	1,476	1,476	0
	計	4,403	—	—	4,556	4,544	▲12

- ・保育（2・3号）については、確保方策を超える利用者については、定員の弾力運用により対応をしている。
- ・保育2号の量の見込みは、実績が計画を上回っている。また、確保方策は、計画に対して実績が不足している。
- ・「鹿屋市の特定教育・保育施設等の確保方針等方策」による確保方策を進めており、「特定教育・保育及び特定地域型保育事業における確保方策」として、（1）～（4）の方策があります。くりのみ学園の認可保育所への移行については、（4）その他【新規認可等による確保方策】に該当するものです。

●資料 27～28 ページ「その他」

- ①子育て支援課における、令和4年度の主な事業実績計画を記載しています。
 - ・医療的ケア児保育支援事業
 - ・家庭相談等の体制強化
 - ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給
- ②令和4年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュールを記載しています。第2回以降の会議につきましては、開催日が決定しましたら、御案内いたします。

●その他

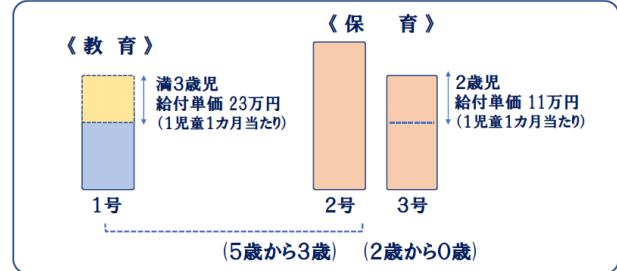
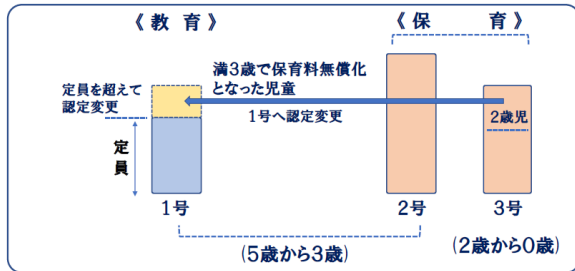
- ・第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画における中間年の見直し
第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間として、令和2年3月に策定されました。計画では、将来人口推計やニーズを踏まえ、サービスの「量の見込み」を定め、対応していく「確保方策」を掲載しています。令和4年度は計画の中間年となることから、これまでの実績等を踏まえ、計画の見直しを検討します。次回の会議において、委員の皆様にご内容をお示ししながら協議いただく予定としています。

※資料の内容について質問等がある場合は、市子育て支援課保育幼稚園係まで御連絡ください。

認定こども園に関する報道等について

令和4年3月7日～9日の読売新聞と令和4年3月10日の南日本新聞に認定こども園に関する記事が掲載されました。報道については、令和3年9月議会における議会答弁と新聞報道に関連するものです。

令和2年度、複数の認定こども園で1号教育定員の超過が生じました。これは、3号2歳児が年度途中で満3歳になり、1号教育へ認定変更をすれば、保育料が無償となるため、保護者がそれを希望したことが理由となります。



満3歳になり無償化を希望して、年度途中で、1号定員を超えて認定変更することは「需要の増大への対応」として、国の制度上認められています。この場合、2歳児も満3歳児も、年度中は同じクラスですが、園に給付される単価は異なります。

《令和3年度第4回子ども・子育て会議資料》

●令和3年9月議会において、認定こども園の1号定員を超過した園の数と児童数、金額について質問があり、市の答弁に対して、次のとおり新聞報道がありました。

《市の答弁内容》

- ・1号定員の超過は、市内19の認定こども園で、154人の児童であり、給付費の単純換算で9千万円となっていること
- ・手続き書類の動きそのものは適切に行われていたこと
- ・保護者、認定こども園、行政の意識、認識、チェックが十分でなかったこと
- ・保育会の方で議論しながら行政も一緒になって今後の対応について協議をし、対応しようとしている最中であること
- ・その推移を見守ったうえで、今後どうするか対応しなければならないと思っていること
- ・国の基準に抵触する状況ではないこと

《新聞報道》

- ・審査が不適切だったと認めつつも、十分に審査しないまま、不適切に補助した。
- ・不手際があったため、支払った補助金の精査や返還は求めない、としている。

※ 新聞報道があったのは、「不適切」や「不正」という単語があったが、それについては、新聞社側が判断した単語であり、そのような「不正」という単語は使っておらず、また、返還をする、しないというような話もしていません。これは、鹿屋市だけの問題ではなく、全国的な問題であり、国の方でもこの問題を承知しているような状況です。全国でおきていることなので、しっかりと整理して来年4月からは適正と言われる範囲の中で調整をしていきたいという説明となります。（令和3年度第3回子ども・子育て会議録）

- 国の会計検査院による実地検査について、次のとおり新聞報道がありました。

《国の会計検査院による実地検査》

国の補助金や交付金等の使われ方について、全国の自治体を対象に定期的に行われているものであり、今回、鹿児島県や県内の市町村が対象となったもの



《新聞報道》

「国などの給付金を通常より多く得ている問題」、「国などの運営補助金を9千万円多く支払った問題」に関して、行われた。

※実地検査の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」上の非開示情報に該当するため、お答えすることができませんが、事案に関連するお知らせできる事項につきましては、引き続き、委員の皆様にお示しできるようにいたします。

認定こども園における利用定員の適切な管理について(令和4年3月23日付け内閣府通知)抜粋
【利用定員に関する基本的な考え方】

(1)利用定員の適切な設定及び見直し

市区町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実際の利用者数の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切な利用定員を設定していただく必要があります。実際の利用者数が利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合にも、適切に利用定員を見直すことが必要です。

(2)利用定員の遵守

特定教育・保育施設における児童の受入れについては、原則として利用定員の範囲内で行う必要があります。一方で「需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事業がある場合は、このかぎりではない」とされています。利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行うことができますが、実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。

- 適正な運用に向けた取組について

昨年子ども・子育て会議でお示したとおり、認定こども園の利用定員や認定変更については、国の基準及び通知等に沿って1号定員の遵守を基本原則としつつ、1号の保育児童を2号保育へ変更する等の利用調整を行い、定員超過の抑制に努めるよう、保育会等の関係機関との協議のうえ、適正な運用に取り組んでいるところです。